

事 故 処 理 基 準 (例)

令和 年 月 日

〇〇〇〇株式会社

目 次

第 1 章 総則

第 2 章 事故等発生時の通報

第 3 章 事故の処理等

第 4 章 雑則

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、当社の運航中の船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故等の範囲)

第2条 この基準において、「事故」とは当社の運航中の船舶に係る(1)～(4)に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び(5)の事態（以下「インシデント」という。）をいう。

- (1) 乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故（以下「人身事故」という。）
- (2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故
- (3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害
- (4) 強取（乗っ取り）、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害
- (5) 前記(1)～(3)の事象に至るおそれの大きかった事態

(軽微な事故への準用)

第3条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当社の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

第2章 事故等発生時の通報

(非常連絡)

第4条 船長は、事故の状況を運航管理者に報告する場合は速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

2 船長の関係海上保安官署等への連絡は、初動時は「118番」による。以後、別表「官公署連絡表」により最寄りの関係海上保安官署等に行うものとする。

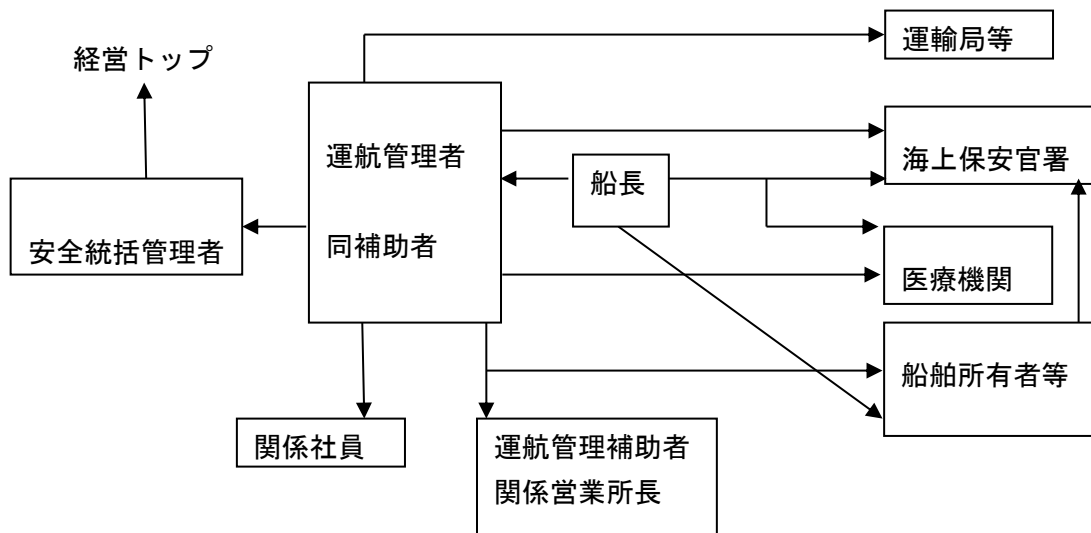
3 船長は、海上保安官署及び運航管理者との連絡に支障を及ぼさないことに留意しつつ、船舶所有者等へ連絡するものとする。

4 運航管理者は、事故が発生したときは速やかに、事故の状況について判明したものから逐次、運輸局等に報告するものとする。インシデントが発生したときは、被害発生にまで及ばないことを見極めた上、後日資料化するものとするが、同種事案が再発する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。なお、非常連絡事項を記載した報告様式（FAX用紙等）を船舶及び事務所に備え置くものとする。

5 非常連絡は、原則として、次表によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で、運輸局等及び関係海上保安官署等を除き連絡すべき範囲を限定す

ることができる。

(例) 非常連絡表



(非常連絡事項)

第5条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

(1) 全事故等に共通する事項

- ① 船名
- ② 日時
- ③ 場所
- ④ 事故等の種類
- ⑤ 死傷者の有無
- ⑥ 救助の要否
- ⑦ 当時の気象・海象

(2) 事故等の態様による事項

① 衝突の場合

- イ 衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況）
- ロ 船体、機器の損傷状況
- ハ 浸水の有無（あるときは(2)④項）
- ニ 流出油の有無（あるときは、その程度及び防除措置）
- ホ 自力航行の可否
- ヘ 相手船の船種、船名、総トン数、（用）船主、船長名（できれば住所、連絡先）――船舶衝突の場合
- ト 相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等）――船舶衝突の場合

② 乗揚げの場合

- イ 乗揚げの状況（乗揚げ時の針路・速力、海底との接触箇所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等）
 - ロ 船体周囲の水深、底質及び付近の状況
 - ハ 潮汐の状況、船体に及ぼす風潮、波浪の影響
 - ニ 船体・機器の損傷状況
 - ホ 浸水の有無（あるときは(2)④項）
 - ヘ 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否
 - ト 流出油の有無（あるときは、その程度及び防除措置）
- ③ 火災の場合
- イ 出火場所及び火災の状況
 - ロ 出火原因
 - ハ 船体、機器の損傷状況
 - ニ 消火作業の状況
 - ホ 消火の見通し
- ④ 浸水の場合
- イ 浸水箇所及び浸水の原因
 - ロ 浸水量及びその増減の程度
 - ハ 船体、機器の損傷状況
 - ニ 浸水防止作業の状況
 - ホ 船体に及ぼす風浪の影響
 - ヘ 浸水防止の見通し
 - ト 流出油の有無（あるときは、その程度及び防除措置）
- ⑤ 強取、殺人傷害、暴行等の不法行為の場合
- イ 事件の種類
 - ロ 事件発生の端緒及び経緯
 - ハ 被害者の氏名、被害状況等
 - ニ 被疑者の人数、氏名等
 - ホ 被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等
 - ヘ 措置状況
- ⑥ 人身事故（行方不明を除く。）の場合
- イ 事故の発生状況
 - ロ 死傷者数又は疾病者数
 - ハ 発生原因
 - ニ 負傷又は疾病の程度
 - ホ 応急手当の状況
 - ヘ 緊急下船の必要の有無

- ⑦ 乗組員等の行方不明の場合
 - イ 行方不明が判明した日時及び場所
 - ロ 行方不明の日時、場所及び理由（推定）
 - ハ 行方不明者の氏名等
 - ニ 行方不明者の遺留品等
- ⑧ その他の事故の場合
 - イ 事故の状況
 - ロ 事故の原因
 - ハ 措置状況
- ⑨ インシデントの場合
 - イ インシデントの状況
 - ロ インシデントの原因
 - ハ 措置状況

第3章 事故の処理等

（船長のとるべき措置）

第6条 事故が発生したときに、人命の安全、船体、貨物の保全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

（1）海難事故の場合

- ① 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- ② 人身事故に対する早急な救護
- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

（2）不法事件の場合

- ① 被害者に対する早急な救護
- ② 不法行為者の隔離又は監視
- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

（運航管理者のとるべき措置）

第7条 運航管理者は、通常連絡、入港連絡等の船舶からの連絡が異常に遅延している場合又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安官署等に連絡するとともに第4条（非常連絡）に従って関係者に通報しなければならない。
- 3 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないとき、運航管理者は船舶所有

者等と連携して、とるべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
- (2) 関係海上保安官署への救助要請
- (3) 行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船等の手配
- (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- (5) 船舶に対する必要事項の連絡及び助言
- (6) 医師、病院、宿舎の手配等の乗組員の救護のための措置
(船舶所有者等のとるべき措置)

第8条 船舶所有者等は、事故の発生を知ったときは、海上保安官署への連絡、保険会社への通報、前条2項による連携等必要な対応措置を講じなければならない。その際、初動時における海上保安官署と船長が行う連絡を妨げないよう留意すること。

(事故処理組織)

第9条 事故処理にあたっては、船舶所有者等と連携をとるが、当社としての組織、編成及び職務は次表のとおりとする。

(例) 事故処理組織表

	職務
経営トップ	総指揮
安全統括管理者、運航管理者	総指揮補佐又は総指揮
救難対策班 班長 ○○○ 班員 ○○○ " ○○○	事故の実態の把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実施、その他救難に必要な事項に関すること。
被災者対策班 班長 ○○○ 班員 ○○○ " ○○○	被災者の把握、被災者の救護その他被災者対策に関すること。
庶務対策班 班長 ○○○ 班員 ○○○ " ○○○	被災者の近親者への連絡及び世話、報道関係者の応待（発表を除く。）、救援関係物資の調達・補給、その他庶務に関すること。

(医療救護の連絡等)

第10条 船長は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、別表「医療機関連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。運航管理者はこれを支援する。

(現場の保存)

第11条 船長、運航管理者及び船舶所有者等は、事故の処理後関係海上保安官署等と連絡をとりつつ、事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

(事故調査委員会)

第12条 事故調査委員会は、船舶所有者等及び船舶管理会社と連携をとりつつ、当社としての組織及び編成は、原則として次のとおりとする。

(例) 事故調査委員会

	職名
委員長	経営トップ
副委員長	安全統括管理者、運航管理者
委員	海務担当者 営業担当者 関係運航管理補助者

第4章 雑 則

(連絡等経由)

第13条 運航管理者と船舶との間の連絡等は、必要に応じ、船舶所有者等及び海運代理店業者等を経由することができる。

(運航管理者の指揮)

第14条 運航管理者が行うべき事項は、運航管理者の指揮監督のもと運航管理補助者が行うことができる。また、運航管理者への連絡は、運航管理者の指定する運航管理補助者への連絡でも差し支えない。

参考：事故処理基準 作成要領

※届出の際には、作成要領の届出は必要ありません。

第2条関係

- 1 (例) のとおり規定する。
- 2 (5) の具体例

(例) 入港地向け通常の航行中、濃霧となり視界が急激に悪化したところ自船の位置を見失い、レーダにより航行中、自船前方約20mに突然、防波堤を認めため、機関を後進一杯に転じたところ、防波堤まで数10cmのところまで停止したため、衝突をまぬがれた。

第3条関係

(例) のとおり規定する。

第4条関係

- 1 「官公署連絡表」は、航路筋に関連するすべての関係海上保安官署及び運輸局等の名称及び所在地、連絡手段及び連絡方法（無線局呼出符号、VHF呼出名称、電話番号等）を記載する。
- 2 「非常連絡表」は別表として差し支えない。
- 3 表は例示であるので自社の組織に応じた連絡表を定める。（現行の連絡表をそのまま規定して差し支えない。）
- 4 常時就航している船舶が1隻で、船長が運航管理者を兼務している場合は、第1項中「運航管理者」を「本社」とする。
- 5 船長が直接関係海上保安官署等へ連絡できない場合（通信波等の関係から）は第2項を規定する必要はない。

第5条関係

- 1 本条は、事故の状況の把握及び陸上からの救助措置のために必要な事項を例示したものであり、船舶及び航路の実態に応じて規定することは差し支えない。

第6条関係

- 1 本条は船舶に事故が発生した場合に船長が執るべき措置を列記したものであり、具体的な事故処理要領は、別途「救難マニュアル」等に定めておく必要がある。

第7条関係

- 1 通信設備がない場合は第1項を次のように規定する。
「運航管理者は、連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のため必要な措置を講じなければならない。」
- 2 常時就航している船舶が1隻で船長が運航管理者を兼務している場合は第1項～第3項中「運航管理者」を「社長」とする。

- 3 「河」の場合は、第2項及び第3項中「関係海上保安官署」を「警察官署等」とする。

第9条関係

- 1 表は例示であり、自社の組織、規模に応じて定めればよい。
- 2 運航管理者を総指揮とする場合又は事故の態様によって運航管理者を総指揮とする場合は第2項として次を加える。

「2 事故処理組織の要員として指名された者は、事故処理に関する運航管理者の指揮に従わなければならない。」

- 3 常時就航している船舶が1隻で船長が運航管理者を兼務している場合は、表中「運航管理者」を削除する。

第10条関係

- 1 通信設備がない場合は次のように規定する。

「船長は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、急を要すると認められるとき又は患者の要請があったときは最寄りの港に入港し、別表「医療機関連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。船長から連絡を受けた運航管理者は船長の措置を援助し、又は当該措置を引継ぐものとする。」

- 2 常時就航している船舶が1隻で船長が運航管理者を兼務している場合は「運航管理者」を「社長」、「専務取締役」又は「〇〇〇〇」等とする。

第11条関係

- 1 「河」の場合は、「関係海上保安官署等」を「警察署等」とする。

第12条関係

- 1 表は例示であり、自社の組織に応じて定める。
- 2 運航管理規程において、調査委員会を設置せず運航管理者が事故の原因等の調査を行うこととしている場合は本条を規定しない。

第13条～第14条関係

(例) のとおり規定する。